

山村における婦人労働の役割(2)

— 兼業主婦の実態について —

九州大学農学部 八尋 宣子
瓜生恵美子

1. はじめに

前報告では、矢部村の概況ならびにセンサスの分析をもとに、長びく木材不況と農林産物価格の低迷、他方での家計費の増大によって、世帯主だけでなく主婦の賃労働者化が進んでいることが報告された。そこで、本報告では、主婦が兼業化している農林家の経営及び婦人の賃労働の側面から、山村における兼業主婦の実態を報告したい。

2. 主婦が賃労働に従事している農林家の実態

主婦が賃労働に従事している農林家の実態を3戸の戸別調査から分析する。その概況は表-1のとおりであるが、A家では妻が村内のY縫製工場へ300日、世帯主は土建に240日就労しているため、茶摘み期以外は日曜日と帰宅後、天候さえよければ農業に従事している。夏期になると夫婦とも夜8時過ぎまで農作業を行い、夕食の準備は母(67才)がしているが、妻は夕食後、家事を夜11時までする。また、A家では山林が下刈期だが、山仕事にまわす余剰労働力は存在しない。

B家では農業に4人、父(77才)、母(75才)の老人も従事している。妻は賃労働に240日、農業には農

繁期と日曜日に従事する。以前は勤めが終わったあととも農作業をしていたが、現在は体が疲れ貧血のため、行っていない。したがって、日常的な田や茶畑の手入れは、父と母が行っている。また、山林は下刈や枝打ちが父が丹念に行ってきた。しかし、現在、間伐期にきているが、父では老齢のためできないでいる。

C家は茶畑が60aあるため、妻は賃労働(森林組合・杭木作り)を180日にとどめ、農業に100日従事しており、妻がC家の農業経営を担っている。父(72才)、母(65才)は40日、世帯主は農繁期以外は日曜日と夕方に農作業を行っている。なお、C家では米・茶の他にもコンニャクと椎茸を換金し、林業にも父15日、世帯主、妻が5日ずつ従事している。妻はA家と同様、夕食の用意は母にのみ、日没まで農作業を行うが、帰宅するとすでに子供(14、10才)は夕食をすませており、子供と話す時間がないのが最大の悩みであるという。

以上、調査農林家の実態は、賃労働者としての側面を強めつつも、いずれも米以外に労働多投的で反収の高い茶を作っており、農民的側面を残しているといえる。そして、世帯主と妻の賃労働と老人まで含めた農林業経営によって生計を維持しているのである。その

表-1. 調査農林家の実態

農家番号		A			B				C			
世 帯 員	主 47, 妻 42				主 49, 妻 47				主 39, 妻 37, 父 72			
	母 67, 弟 42 (身障者)				父 77, 母 72, 長男 22				母 65, 長男 14, 次男 10			
農 業	経営耕地面積 (a)	30 (田 15 畑 6 茶 9)			55 (田 25 畑 10 茶 20)				120 (田 50 畑 10 茶 60)			
	従事者	主	妻	母	主	妻	父	母	主	妻	父	母
	従事日数	80	60	30	70	30	100	50	50	100	40	40
	農業収入	67万円(21%)			89万円(21%)				127万円(26%)			
林 業	保有面積	1.0 ha			1.5 ha				9.8 ha			
	従事者	-			-				父(15日)主(5)妻(5)			
	林業収入	-			-				2万円(0.5%)			
賃労働	従事者	主	妻		主	妻	長男		主	妻		
	従事日数	240日	300日		250	240	240		300		180	
	賃収入	150万	100万		125万	80万	120万		300万		61万	
農家所得		317万円			414万円				490万円			

注) 聞きとり調査より作成

ため主婦は一日中、賃労働、自家農林業、家事労働に追われ、主婦自身の肉体の早期磨滅、さらに家庭生活の崩壊さえ伴っているのである。

3. 婦人の賃労働の実態

矢部村での婦人の賃労働は、前に報告されたように、①森林組合など地場産業への就労、②村内進出企業への就労、③マイクロバス通勤での村外への雇用に分けられる。この3つの賃労働の実態をそれぞれみていこう。森林組合と村内進出資本Y縫製工場の概況は表一2のとおりである。

矢部村森林組合は福岡県下で最も活発な活動を行っている組合でその事業は多岐にわたっている。特徴的なことは、不在村地主が山の大半を占める下で、杭木・足場丸太加工・杉皮生産、国有林のケヤキの伐根を利用した木工芸加工など、村内資源に付加価値をつける加工事業にとりくんでいることである。この加工事業の拡大によって雇用人数も増え、現在16名の婦人が就労している。婦人はすべて農家の主婦で、年齢構成は20～40才2名、40～60才11名、60才以上が1名で、平均年齢は50才である。賃金は全員、日当3,400円の日給・月給制で、一時金はない。農繁期には農業経営の規模や家族労働力の状況によって、休む日数はまちまちだが、従業員内で調整して加工事業は年間を通じて維持されている。従業員の話によると、賃金はもちろん高い方がよいが、自家農林業に従事しながら仕事ができるところがよいとのことである。

次に、村内の進出資本であるY縫製工場についてみてみよう。Y工場は、子供用運動靴の縫製を行っており、37名の婦人がミシンを使った生産工程に従事しているが、手労働で労働強度が著しく高いため、肩や目の痛みをほとんどの人が訴えている。給与形態は日給

・月給制である。日当は出勤率・勤務年数・作業能力によって決定されるが、最も重視するのが出勤率だという。84年9月現在、指導員として2人が4,500円で最も高く、最低は3,158円の福岡県最低賃金で、平均は約3,600円である。一時金は年2回、出勤日数×A（Aは100～300円でこれも出勤率によって単価が決定される）で、1人平均年5万円程度になるという。従業員の大部分が農家の主婦であるため、農繁期と子弟の学校行事による休みが多いが、以上のような給与体系によって出勤率を確保し、効率の低下を防ごうとしているのである。しかし、主婦を農林業から切り離そうとする一方で、茶摘みの時期4日間は工場を休業するという妥協策もとっている。また、近年、とくに注目されるのは韓国の分工場との分業体制が一部とり入れられてきていることである。靴布の裁断、平面部分の装飾までを韓国で行い、その平面部分にギャザーをよせ、底布と縫い合わせる、より高度な技術を用いる工程をY工場で行っているのである。長びく構造不況のもと、外国の低賃金労働者との競争にさらされ、雇用はきわめて不安定なものになっているといえよう。

次に農林家主婦のマイクロバス通勤による村外での賃労働についてみてみよう。主な就労場所は八女市での土木作業（臨時・日当3,700円）、A縫製工場（常用・日当3,800円）、立花町の縫詰工場（臨時・日当3,500円）等である。労働時間に加えて、通勤時間も拘束されるため、遅くとも朝7時前には家を出ねばならず、朝は子供と顔を合わせずじまいになることも多いという。八女市内のA縫製工場の場合は、月星化成の下請で前述のY縫製とは日当の点では大差はないが、労働組合があり、ボーナスや有給休暇の点で労働条件は優れている。しかし、基本的には、村外就労の賃金も最低賃金+αで決まり、土建や縫詰工場では臨時雇いのように雇用も不安定であり、できれば村内で就業したいという希望をもっている。

4. むすび

以上の農林家の経営及び婦人の労働市場の分析から明らかなように、山村における婦人は低賃金や雇用不安に加えて、農林業経営、家事労働と長時間の労働の下で、きわめて劣悪な状況におかれているといえる。

矢部村は現在も過疎化の進行が激しく、後継者対策と同時に嫁不足問題の解決が急がれているが、その際婦人のおかれた実態を十分把握し、農林業の振興によって農林家内での扶養力を高めるとともに、森林組合などの労働条件の改善も含めて、村内での安定した就労の場の確保が不可欠の課題と考えられる。

表一2 賃労働の実態

	森組加工部門	Y縫製工場
採用形態	中途採用	中途採用
人数	男 8名	3名
	女 16名	37名
平均年齢	50才	45才
給与形態	日給月給	日給月給
日給単価 平均	男 5,000	男 5,800
	女 3,400	女 3,600
ボーナス	なし	出勤日数×A (A=100～300)
農繁期休暇	特になし	4日/年

注)聞き取り調査による